都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長 横倉 義武

医療機関等からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての 副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第68条の10第2項の規定に基づく、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者その他の医薬関係者からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告については、平成27年4月3日付け日医発第14号(法安1)「医療機関等からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」(平成27年3月25日付け薬食発0325第19号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧局長通知」という。)でお知らせしている通りです。

今般、旧局長通知の「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」実施要領(報告様式を含む。)について下記の通り改正したこと及び、本通知の適用に伴い旧局長通知を廃止した旨、厚生労働省医薬・生活衛生局長より本会宛通知がありました。

つきましては、貴管下会員へご周知方宜しくお願い申し上げます。

記

# 1. 改訂の内容

- (1)報告先である独立行政法人医薬品医療機器総合機構の組織改編により、 ファックス等の宛先を安全第一部安全性情報課から安全第一部情報管理課へ 変更すること。
- (2) 医薬品の報告用紙においては、「乳児を対象とした月齢。週齢」及び「ワクチンのロット番号」の記入枠を新たに設けること。
  - (3) その他、所要の改定を行うこと。

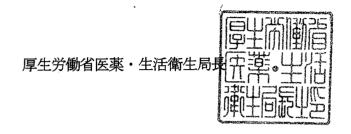
#### 2. 適用日

平成 28 年 4 月 1 日



平成 28 年 3 月 25 日 薬生発 0325 第 5 号

公益社団法人 日本医師会長 殿



医療機関等からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての 副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について

標記の件について、別添のとおり都道府県知事等宛て通知しましたので、貴会傘下の会員に対しても周知いただきますよう御配慮方お願いいたします。



平成 28 年 3 月 25 日 薬生発 0325 第 4 号

各 都道府県知事 政 令 市 長 特 別 区 長

> 厚生労働省医薬・生活衛生局長 ( 公 印 省 略 )

医療機関等からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての 副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第68条の10第2項の規定に基づく、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者その他の医薬関係者からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告については、「医療機関等からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」(平成27年3月25日付け薬食発0325第19号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧局長通知」という。)に従い、御理解と御協力を頂いているところです。

今般、旧局長通知の「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」実施要領(報告様式を含む。) について下記のとおり改正しましたので、貴管下医療機関、薬局、店舗販売業者等に対し周知の程お願いいたします。

なお、本通知の適用に伴い、旧局長通知を廃止します。

記

#### 1. 改訂の内容

- (1) 報告先である独立行政法人医薬品医療機器総合機構の組織改編により、 ファックス等の宛先を安全第一部安全性情報課から安全第一部情報管理 課へ変更すること。
- (2) 医薬品の報告用紙においては、「乳児を対象とした月齢・週齢」及び「ワクチンのロット番号」の記入枠を新たに設けること。
- (3) その他、所要の改正を行うこと。

#### 2. 適用日

平成 28 年 4 月 1 日

# 「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」実施要領

# 1. 本制度の趣旨

本制度は、日常、医療の現場においてみられる医薬品、医療機器又は再生 医療等製品の使用によって発生する健康被害等の情報(副作用情報、感染症 情報及び不具合情報)を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第68条の10第2項に基づき 医薬関係者等が厚生労働大臣に報告する制度であり、報告された情報につい ての専門的観点からの分析、評価を通じ、必要な安全対策を講ずるとともに、 広く医薬関係者等に情報を提供し、医薬品、医療機器及び再生医療等製品の 市販後安全対策の確保を図ることを目的とする。

#### 2. 制度の概要

# (1)報告者

報告者は、薬局開設者、病院又は診療所の開設者、医師、歯科医師、薬 剤師、登録販売者その他病院等において医療に携わる者のうち業務上医薬 品、医療機器又は再生医療等製品を取り扱う者とする。

## (2) 報告対象となる情報

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用による副作用、感染症又は不具合(医療機器又は再生医療等製品の場合は、健康被害が発生するおそれのある不具合も含む。)の発生について、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止する観点から報告の必要があると判断した情報(症例)であり、具体的には以下の事項(症例)を参考にすること。なお、医薬品、医療機器又は再生医療等製品との因果関係が必ずしも明確でない場合であっても報告の対象となりうる。

- ① 死亡
- ② 障害
- ③ 死亡につながるおそれのある症例
- ④ 障害につながるおそれのある症例
- ⑤ 治療のために病院又は診療所への入院又は入院期間の延長が必要と される症例(③及び④に掲げる症例を除く。)
- ⑥ ①から⑤までに掲げる症例に準じて重篤である症例
- ⑦ 後世代における先天性の疾病又は異常
- ⑧ 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用によるものと疑われる感染症による症例等の発生
- ⑤ 医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生のうち、①から⑦までに

掲げる症例等の発生のおそれのあるもの

- ⑩ ①から⑧までに示す症例以外で、軽微ではなく、かつ、添付文書等から予測できない未知の症例等の発生
- ① 医療機器又は再生医療等製品の不具合の発生のうち、⑩に掲げる症例 の発生のおそれのあるもの

#### (3) 報告先

厚生労働大臣が独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に副作用、感染症及び不具合報告に係る情報の整理を行わせることとしているため、報告者は機構に対してこれらの報告を行うこととする。

(4) 報告された情報の厚生労働大臣への通知及び製造販売業者等への提供 報告された情報については、機構は、情報の整理又は調査の結果を厚生 労働大臣に通知する。

また、報告された情報については、原則として、機構から当該情報に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品を供給する製造販売業者等へ情報提供する。また、機構又は当該製造販売業者は、報告を行った医療機関等に対し詳細調査を実施する場合がある。

# (5) 報告された情報の公表

報告された情報については、安全対策の一環として広く情報を公表する ことがあるが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する 部分は公表しない。

なお、本報告は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11 年法律第42号)の対象となる。

#### (6)報告用紙の入手方法等

機構のホームページから入手可能である。なお、医療関係団体が発行する定期刊行物等への綴じ込みも行う。

#### (7) 報告方法

別紙1様式①、別紙2又は別紙3の報告様式を用い、以下のいずれかの 方法により機構に対して報告を行う。なお、報告者に対しては、安全性情報受領確認書の交付を行う。

- ① ファックスによる報告の場合機構安全第一部情報管理課(0120-395-390)宛にファックスする。
- ② 郵送による報告の場合 機構安全第一部情報管理課(〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル)宛に送付する。
- ③ 電子メールによる報告の場合 機構安全第一部情報管理課(anzensei-hokoku@pmda.go.jp) 宛に電子 メールを送信する。

# (8)報告期限

特に報告期限を設けないが、保健衛生上の危害の発生又は拡大防止の観点から、報告の必要性を認めた場合においては、適宜速やかに報告することが望まれる。

# (9) その他

- ① この実施要領は、原則として、医薬品、医療機器又は再生医療等製品を対象としたものであるが、医薬部外品及び化粧品についても、本実施要領で報告対象となる情報を知った場合には、別紙1様式②の「医薬部外品・化粧品安全性情報報告書」を用い報告をお願いする。
- ② 健康食品・無承認無許可医薬品によると疑われる健康被害については、 平成14年10月4日付け医薬発第1004001号厚生労働省医薬局長通知「健 康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」に従い、最 寄りの保健所に連絡いただくことをお願いする。
- ③ 医薬品又は再生医療等製品の副作用による健康被害については医薬品等 副作用被害救済制度が、生物由来製品又は再生医療等製品を介した感染等 による健康被害については生物由来製品等感染等被害救済制度が、それぞ れあることをご了知いただきたい。また、報告される副作用等がこれらの 制度の対象となると思われるときには、その患者にこれらの制度を紹介い ただくことをお願いする。
- ④ 本制度における報告に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号において「利用目的による制限」及び「第三者提供制限」の適用除外であることが定められており、報告に当たっては安全対策のために必要かつ十分な情報の提供をお願いする。

別紙 1	_ 様式(1

	医療用医薬品	医薬品	品安全性情報報	報告書	r F					をご使用ください。	i i
	要指導医薬品	☆医薬品	品医療機器法に基づ	びいた報	告制度で						
	一般用医薬品	<u> </u>	裏面の「報告に際しての、			さい。		7	建所へご連絡	絡ください。	$\bot$
患	患者イニシャル	性別	副作用等発現年虧		身長		体重	妊娠			
者		口男 口乡	女 歳(乳児:	ヶ月 週	<b></b>	cm	kg		]有(妊娠	週)口不明	
情	原疾患・合併症	罗	<b>光往歴</b>	過去の	副作用歷		特記事項	Į,			
報	1.	1.	•	□無・			飲酒	]有(	)口無	♥ □不明	
				医薬品				有(	)□無		
	2.	2.	•	副作用			アルドー		)口無	馬 □不明	
				一不明	<u> </u>		その他	<u>(</u>		)	
副	副作用等の名称で	スは症状、	副作用等の重		<b>中滩</b> 、		<b>送現期間</b>	405		等の転帰	
作	異常所見		「重篤」の場合、<重 の該当する番号を(			(発現日	1 ~ 転帰日)	後週	<b>証ありの場</b>	合、( )に症状を言	己入
用				) 15-Hand	<del>-  </del>	<del></del> 年	月 日			₹ □未回復	
等	1.		□単馬	,	~	年			死亡 口不明	•	
に問									後遺症あり (		)
関   す	2.		□重篤 →(	)		年	月日		9復 □軽医 死亡 □不明	₹ □未回復 3	
る .	<b>4.</b>		□非重篤		~	年	月 日	—	と遺症あり (		)
情						•	三亡の場合>神	被疑薬	<胎児への	ひ影響>	
報			:治療のために入院又は				亡の因果関係	:	□影響あり	り 口影響なし	
			⑦:後世代における先			<del>-i .</del>			一不明	/+ m/m -+	
被	被疑薬(副作用と				投与	1	日投与量		期間	使用理由	`
疑	疑われる医薬品の	)规元石)	(業者への情報提供の (口有)		経路	1 (1	回量×回数)	(開始日	~終了日)	(疾患名、症状名	
薬   及			(口有)		4			·	~		
及しびし			(口有					·	~		
使						<u> </u>			~		
用用			このをつけてください。			AL. 1. D	am sa tri ta Hindi	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Late 3 . 2. N . Lan		
/ /	併用楽 (副作用名	<u> </u>	用していたその他の日	三楽品(ソ)	販売名 中	可能な呼	限り投与期間	もこ記載	載くたさい	。)	
1\\   況		•	,	•							
にし	·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
関	副作用等の発現及	をび処置等	の経過(記入欄が不	足する場	合は裏面の	の報告	者意見の欄等	もご利	用ください	۶)	
す	年 月 日	1	,								
る											
情	•	f	•							•	
報	•										
						_					
			疑薬投与前から副作用等の		•						北こ
	副作用等の発現に		る治療・処置、被疑薬の技 ぼすと考えられる上記					登順は い	及むこがろく	12918	
	有りの場合 → ([	]放射線療				· —	],µ □w			))	
Γ	再投与:□有 □	]無 有	りの場合→ 再発:[		<del></del> ]無	ワク	チンの場合、	ロット番	号 (	)	
	一般用医薬品の場合		<b>薬局等の店頭での対面</b> 関		コインター	ネット	、による通信販	 売	N.		
AP (1)	購入経路→		一の他(電話等)の通信				月 □その他				
報告		月	日(既に医薬品医療機器				が 続報の場合は き	チェックし	してください	β →□)	
牧口	者 氏名: (職種:□医師	i □歯科F	加 医師、□薬剤師、□え		所属部署ま 口その他					))	
/ <del>}-=</del> r		, Ph		3 PX P' P'		`				<i>"</i>	
1土/丌	· : 〒										
電話	:	FAX	····	12+ 15-7 ml		<u> </u>	who was a post of the same of	~ S+ 1. 7	-t-> 1 2		
電話医薬	: 品等副作用被害救治	済制度及び	: □患者が				済み □患者の				
電話 医薬 生物	: 品等副作用被害救沟 由来製品等感染等	済制度及び 波害救済制	····	<b>炒外</b> (抗	がん剤等、	非入	院相当ほか)	口不明	、その他	割こついては、 医	薬

FAX 又は電子メールでのご報告は、下記までお願いします。両面ともお送りください。(FAX:0120-395-390 電子メール:anzensei-hokoku@pmda.go.jp 医薬品医療機器総合機構安全第一部情報管理課宛)

 報告者意見	(副作用歷、	薬剤投与状況、	検査結果、原疾	患・合併症等を踏まえ、	被疑薬と副作用等	との関連性について	ご意見をご記載く	ださい。
						· ·		
*								
							•	

検査値(投与前、発現日、転帰日の副作用等と関係のある検査値等をご記入ください。)

検査日 検査項目(単位)	/	/	/	/	/ .	
					-	

#### 「報告に際してのご注意」

- > この報告制度は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第68条の10第2項に基づき、医薬品による副作用及び感染症によると疑われる症例について、医薬関係者が保健衛生上の危害発生の防止等のために必要があると認めた場合にご報告いただくものです。医薬品との因果関係が必ずしも明確でない場合や一般用医薬品等の誤用による健康被害の場合もご報告ください。
- ▶ なお、医薬部外品、化粧品によると疑われる副作用等の健康被害については、任意の報告となるので、様式 ②をご使用ください。
- ▶ 各項目については、可能な限り埋めていただくことで構いません。
- ▶ 報告された情報については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構(PMDA)」という。)は、情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知します。また、原則として、機構(PMDA)からその医薬品を供給する製造販売業者等へ情報提供します。機構(PMDA)又は当該製造販売業者は、報告を行った医療機関等に対し詳細調査を行う場合があります。
- ▶ 報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
- ▶ 健康食品・無承認無許可医薬品による疑いのある健康被害については最寄りの保健所へご連絡ください。
- ▶ 記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付いただくか、各欄を適宜拡張して記載願います。
- FAX、郵送又は電子メールにより報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、インターネットで用紙を入手してください。(http://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html)
- ➤ 医薬品の副作用等による健康被害については、医薬品等副作用救済制度又は生物由来製品等感染等被害救済制度があります [お問い合わせ先 0120-149-931 (フリーダイヤル)]。詳しくは機構 (PMDA) のホームページ (http://www.pmda.go.jp/relief-services/index.html) をご覧ください。また、報告される副作用等がこれらの制度の対象となると思われるときには、その患者にこれらの制度を紹介願います。ただし、使用された医薬品が抗がん剤等の対象除外医薬品である場合や、副作用等による健康被害が入院相当の治療を要さない場合には、制度の対象とはなりません。また、法定予防接種による健康被害は、予防接種後健康被害救済制度の対象となり、これらの救済制度の対象外となるため、具体的には市町村に問い合わせていただくよう紹介ください。
- ▶ 施設の住所は安全性情報受領確認書の送付に使用しますので、住所もご記入ください。
- ▶ ご報告は医薬品医療機器総合機構安全第一部情報管理課宛にお願いします。両面ともお送りください。
  郵送: 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

FAX: 0120-395-390

電子メール: anzense i -hokoku@pmda. go. jp

# 医薬部外品・化粧品安全性情報報告書 ☆ 記入前に裏面の「報告に際してのご注意」をお読みください。

医薬品の副作用等は、様式①をご使用ください。 健康食品等の使用によると疑われる健康被害につい ては、最寄りの保健所へご連絡ください。

-	中世ノーン・・コ	Lateral I	司小七四份水水田石小		<b>占</b> . E		<i>H</i> ===		1415				
患	患者イニシャル	性別	副作用等発現年齢	-115	身長		体重		妊娠	/1-15			
者		□男 □		歳	1	cm		kg		]有(妊娠	ŧ	週)[	一不明
情	原疾患・合併症		既往歴		去の副作用	批性		特記	<b>野</b>	<del> </del>			
報	1.	Ī	1.		]無・□有			飲酒	□有	( )	□無	口不	明
				製	品名 :			喫煙	□有	( )	口無	口不	明
	2.		2.	福	J作用名:			PVIH"	-□有	( )	□無	口不	明
					]不明			その作	也 (				)
副	副作用等の名称又	は症状、	副作用等の重篤性	:			現期間			副作用等	の転	 帰	
作	異常所見		「重篤」の場合、<重篤の	)判定	基準> (	発現日	~ 転	<b>帚日)</b>	後遺症	ありの場合、	( )	に症状	を記入
用	> 1117772		の該当する番号を()に	記入									
等			□重篤 →(	)		年		日		□軽快	□未□	1復	
12	1.		□非重篤		~	4	年 月	日		□不明 症あり(			٠,
関			<u> </u>			年	 三 月			症のり( □軽快		·····································	
	2.		□重篤 →(	)	-				_	□不明		山及	
1 1	4.		□非重篤		~	2	年 月	- 日	_	症あり(	÷		)
るは	<重篤の判定基準	>① : 死亡	2:障害 ③:死亡につ	ながる	おそれ	<死	亡の場合	·>		<胎児への	の影響	¥>	
情	④:障害につながるお	さそれ ⑤	: 治療のために入院又は入院	期間の	の延長	製品	と死亡の	因果関	係:	□影響あ	り	□影響	響なし
報			⑦:後世代における先天性	の疾	<b>丙又は異常</b>	□有	□無	□不明		□不明			
45	⑧:治療に要する期間						T : =			// mallana			1
製	製品(副作用との					吏用		使用量	. [	使用期間			洘
品	われる製品の販売	洛)	(業者への情報提供の有無	•		部位_	(1回量)	〈回数)	(	開始日~終了日	)	(使用理	里由等)
及			_	]有[	- '					~			
び				]有[						~			
使				]有[	]無)		Ì			~			
用	▲ 最も関係が疑われ	いる製品に	○をつけてください。										
状	併用製品(副作用	発現時に	使用していたその他の図	<b>ミ薬</b> 品	1、医薬部	外品、	化粧品	の販売	名可	能な限り位	吏用其	胴も、	ご記載
況	ください。)												
12													
関													
す					7. 4. 2			- Inntsta		<del></del>			
る		び処置等	の経過(記入欄が不足す	「る場	合は裏面の	の報告	<b>F</b> 者意見(	の欄等	もご利力	用くださり	<i>"</i> )		
情	年 月 日												
報													
	•	Ì											
		'			4								
.		\*/#		<b>=</b> /// ~	Λ 671F1 = 1.51		BD+ L-7.1	سلس جاملوا	10 TV=	-1-65-0-1616	- <del>-</del> 7%-rd	3 +b71 &da	=V M-TH
			製品使用前から副作用等の発展 副作用に対する治療・処置、			•							
	三川七田林の水田) マ								_ C V % 1	天正  巨/よーオ	× 6 -/	ו 🗸 נדעניין	-GV'
,	副作用等の発現に 有りの場合 → (F	• • • • • • •	ぼすと考えられる上記り		処直・診り 酔 □その		一有	無		11			
						グゼ (	`			).)			
報告	再使用:□有 □ 日: 年		有りの場合 → 再発: 日 (既に医薬品医療機器総		· —/···	症例で	結却の担	<b>全けチ</b> -	- wカl・	てください		<u> </u>	
	口. 4 者 氏名:	Д.			属部署まで		カルガスマノカデ	ロはノユ	- <i>)</i>	~ \ /C@ V '	07	<b>□</b> /	
TN III	(職種:□医師、	□歯科									))		
住所										4	-		
													ļ
													ľ
電話	:	FAX	X:	·	<del></del>	·	1 2 2537	10 2 1					

▶ FAX 又は電子メールでのご報告は、下記までお願いします。両面ともお送りください。

(FAX:0120-395-390 電子メール:anzensei-hokoku@pmda.go.jp 医薬品医療機器総合機構安全第一部情報管理課宛)

幸	服告者意見	(副作用歴、	製品使用状況、	検査結果、原疾患	・合併症等を踏まえ、	製品と副作用等との関連性に	ついてご意見をご記載ください。)
		•					
					* .		
			•				
					•		•
L							

検査値(使用前、発現日、転帰日の副作用等と関係のある検査値等をご記入ください。)

検査項目(単位)		/	/	/	
	AT 1 - AN				
					·

#### 「報告に際してのご注意」

- ▶ この様式は、医薬部外品、化粧品によると疑われる副作用等の健康被害について、医薬関係者が任意でご報告いただくためのものです。医薬部外品、化粧品との因果関係が必ずしも明確でない場合や、製品の誤用による健康被害の場合もご報告いただけます。
- ▶ 医薬品による副作用及び感染症によると疑われる症例の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律(昭和35年法律第145号)第68条の10第2項に基づく報告は、様式①をご使用ください。
- ▶ 各項目については、可能な限り埋めていただくことで構いません。
- ▶ 報告された情報については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構(PMDA)」という。)は、情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知します。また、原則として、機構(PMDA)からその製品の製造販売業者等へ情報提供しますので、当該製造販売業者が報告を行った医療機関等に対し詳細調査を行う場合があります。
- ▶ 報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
- ▶ 健康食品・無承認無許可医薬品による疑いのある健康被害については最寄りの保健所へご連絡ください。
- ▶ 記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付いただくか、各欄を適官拡張して記載願います。
- FAX、郵送又は電子メールにより報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、インターネットで用紙を入手してください。(http://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html)
- ▶ ご報告は医薬品医療機器総合機構安全第一部情報管理課宛にお願いします。両面ともお送りください。 郵送:〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

FAX: 0120-395-390

電子メール: anzensei-hokoku@pmda. go. jp

# 医療機器安全性情報報告書

☆医薬品医療機器法に基づいた報告制度です。記入前に裏面の「報告に際してのご注意」をお読みください 不具合·健康被害発現年齡 患者イニシャル 身長 の他特記すべき事項 飲酒 喫煙 cm アレルキ゛ー 体重 性別 妊娠: その他( □無 ・□有(妊娠 □男・□女 週)・□不明 kg ○不具合・健康被害の原因と考えられる医療機器(特定できない場合は複数記載していただいて結構です。) 製品名 製造販売業者名 ロット番号・製造番号 JANコート\* (任意) 承認番号 (任意) ○不具合・健康被害の状況 医療機器の不具合: □無 ・ □有(内容: 患者等の健康被害: □無 : □有(内容: ○医療機器の不具合・健康被害の発生経緯(不具合・健康被害が発生した日時とその後の発生) 使用開始日時 玍 月 時 その後の発生  $\mathbf{H}$ 不具合発生日時 年 月 日 時 (再現性) 年 月 日 時 ○医療機器の用途(使用目的、併用した医療機器/医薬品) ○医療機器の取扱者 □医師□歯科医師□臨床工学技士□診療放射線技師□看護師□患者 □その他( ) ○不具合・健康被害後の患者等の症状、処置等に関する経過及びコメント 年 月 ○医療機器の構造的、材質的又は機能的欠陥に関するコメント 〇報告者意見欄(再発防止の対処方法、類似した不具合・健康被害が発生する危険性、類似した不具合により想定される健康被害の程度等) 報告日: (既に医薬品医療機器総合機構へ報告した症例の続報の場合はチェックしてください。→□) 報告者 氏名: (職種: 施設名 (所属部署まで): (安全性情報受領確認書を送付しますので住所をご記入ください。) 住所:〒 電話: FAX: 製造販売業者への情報提供の有無 報告済  $\bigcirc$ 現品(医療機器)の製造販売業者への返却 ]返却済 ※発生原因の追求、安全対策の検討のため、製造販売業者への情報提供・現品返却にご協力をお願いいたします。 生物由来製品等感染等被害救済制度について:□患者が請求予定 □患者に紹介済み □患者の請求予定はない □制度対象外(生物由来製品でない。非入院相当ほか) □不明、その他 ※生物由来製品を介した感染等による重篤な健康被害については、生物由来製品等感染等被害救済制度があります(詳細 は裏面)

FAX 又は電子メールでのご報告は、下記までお願いします。

(FAX:0120-395-390 電子メール:anzensei-hokoku@pmda.go.jp 医薬品医療機器総合機構安全第一部情報管理課宛)

「報告に際してのご注意」

- この報告制度は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に基づいて、医療機器による不具合(欠陥・故障等)及び感染症によると疑われる症例について、医薬関係者が保健衛生上の危害発生の防止等のために必要があると認めた場合に、ご報告いただくものです。医療機器との因果関係が必ずしも財産でない場合でもご報告くたさい。
- 報告された情報については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構(PMDA)」という。)は、情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知します。また、原則として、機構(PMDA)からその製品を供給する製造販売業者等へ情報提供しますので、当該製造販売業者が報告を行った医療機関等に対し詳細調査を行う場合があり

報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。 記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付いただくか、各欄を適宜拡張して記載願います。 FAX、郵送又は電子メールにより報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、インターネットで用紙を入手してください。

- http://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html 生物由来製品を介した感染等による健康被害については生物由来製品等感染等被害救済制度があります。詳しくは機構 (PMDA) のホームページ (http://www.pmda.go.jp/relief-services/index.html) をご覧ください。また、報告される感染症がこの制度の対象となると思われるときには、その患者に制度を紹介願います。
- ご報告は、医薬品医療機器総合機構安全第一部情報管理課宛にお願いします。

郵送: 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

FAX: 0120-395-390

電子メール: anzensei-hokoku@pmda. go. jp

# 再生医療等製品安全性情報報告書

別紙3

☆医薬品医療機器法に基づいた報告制度です。記入前に裏面の「報告に際してのご注意」をお読みください。 原疾患・合併症 その他特記すべき事項 患者イニシャル 不具合 • 健康被害発現年齢 身長 患 □ 飲酒 ( ) 1. 歳 cm | 喫煙 ) 者 □ アレルギー ( ) 情 妊娠: 既往歷 性別 体重 □ その他( □男 ·□女 □無・□有(妊娠 调) 1. 報 kg □不明 2 再生医療等製品の不具合: □無 ・ □有(内容: ) 不 具 患者等の健康被害: □無 ・ □有(内容: ) 合 築 畤 月 畤 その後の発生 年 月 Ħ 使用開始日時 年 日 に 不具合等発生日時 (再現性) 年 月 日 畤 凮 年 月 Н す 健康被害の転帰 〈胎児への影響〉 〈死亡の場合〉 る □回復 □軽快 □未回復 □死亡 □不明 製品との因果関係 情 □有 □無 □不明 □後遺症あり→( 報 □有 □無 □不明 製品名: 製造販売業者名: 製 承認番号: ロット番号・製造番号: 品 ○再生医療等製品等の使用状況(使用目的、使用期間、併用した医薬品・医療機器等) 及 び 使 用 ○再生医療等製品の取扱者 □医師 □歯科医師 □薬剤師 □臨床工学技士 □看護師 □その他( ) 状 ○不具合・健康被害後の患者等の症状、処置等に関する経過及びコメント 況 年 月 日 に 関 す る 情 ○再生医療等製品の構造的、材質的又は機能的欠陥に関するコメント ○報告者意見欄(再発防止の対処方法、類似した不具合・健康被害が発生する危険性、類似した不具合により想定される健康被害の程度等) 報告日: 月 (既に医薬品医療機器総合機構へ報告した症例の続報の場合はチェックしてください。→□) (職種: □医師 □歯科医師 □薬剤師 □臨床工学技士 □看護師 □その他( 報告者 氏名: 施設名(所属部署まで): (安全性情報受領確認書を送付しますので住所をご記入ください。) 住所:〒 FAX: E-mail: 電話: □報告済 ○製造販売業者への情報提供の有無 ・□未 ○現品(再生医療等製品)の製造販売業者への返却 □返却済 ・□未 ・: □患者が請求予定 □患者に紹介済み □患者の請求予定はない 医薬品等副作用被害救済制度及び □制度対象外(非入院相当ほか) 生物由来製品等感染等被害救済制度について □不明、その他 ※副作用等による重篤な健康被害については、医薬品等副作用被害救済制度及び生物由来製品等感染等被害救済制度が あります (詳細は裏面)。

FAX 又は電子メールでのご報告は、下記までお願いします。

「報告に際してのご注意」

- この報告制度は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号) 第68条の10第2項に基づいて、再生医療等製品による不具合(欠陥等)及び感染症によると疑われる症例について、 医薬関係者が保健衛生上の危害発生の防止等のために必要があると認めた場合に、ご報告いただくものです。再生医 療等製品との因果関係が必ずしも明確でない場合でもご報告ください。
- 報告された情報については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構(PMDA)」という。)は、情報の整 理又は調査の結果を厚生労働大臣に通知します。また、原則として、機構 (PMDA) からその製品を供給する製造販売業者等へ情報提供しますので、当該製造販売業者が報告を行った医療機関等に対し詳細調査を行う場合があり ます。
- 報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患 者のプライバシー等に関する部分は除きます。

記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付いただくか、各欄を適宜拡張して記載願います。 FAX、郵送又は電子メールにより報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されるか、インターネット で用紙を入手してください。

- http://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html 再生医療等製品の副作用等による健康被害については、医薬品等副作用被害救済制度及び生物由来製品等感染等被害救 済制度があります。詳しくは機構 (PMDA) のホームページ (http://www.pmda.go.jp/relief-services/index.html) を ご覧ください。また、報告される健康被害がこれらの制度の対象となると思われるときには、その患者に制度を紹介願 います。
- ご報告は、医薬品医療機器総合機構安全第一部情報管理課宛にお願いします。

郵送:〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

FAX: 0120-395-390

電子メール: anzensei-hokoku@pmda. go. jp